

取扱い上の留意事項

- 1 本情報は、各県の肉用子牛価格安定基金協会から提供のあった家畜市場における肉用子牛価格（消費税込）について取りまとめたものです。したがって、農林水産大臣が四半期ごとに告示する平均売買価格の対象である指定肉用子牛とは一致していないことに十分ご留意ください。
- 2 全国の肉用子牛価格（全国平均値）については、次の8品種について全国平均値として提供します。
また、直近月の価格については、集計頭数の増加に伴い変わりますので、取扱いに十分注意してください。

黒毛和種

褐毛和種 ・ ・ ・ ・ ・ 黒毛和種・褐毛和種の交雑種を含む。

日本短角種

無角和種

ホルスタイン種

その他の乳用種 ・ ・ ・ ・ ・ ホルスタイン種以外の乳用種（例、ジャージー等）である。

交雑種 ・ ・ ・ ・ ・ 肉専用種の交雑種（黒毛和種・褐毛和種の交雑種を除く）である。

交雑種・乳 ・ ・ ・ ・ ・ 乳用種を父又は母とする交雑種である。

本表で集計対象とする肉用子牛	
肉用子牛の種別	集計の条件
黒毛和種 褐毛和種 日本短角種 無角和種 ホルスタイン種 その他乳用種 交雑種 交雑種・乳	体重 100kg 以上 340kg 以下 日齢 100 日以上 399 日以下 (全品種)

平均売買価格の集計対象とされる肉用子牛（指定肉用子牛）			
肉用子牛の種別	体重		指定肉用子牛とは 肉用子牛生産安定等 特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 3 項の規定に基 づき、同法施行規則 第 1 条で定められる 規格に適合する子牛 である。
	平成 25 年 3 月まで	平成 25 年 4 月から	
黒毛和種 褐毛和種 日本短角種 無角和種 ホルスタイン種 (雌を除く)	240kg 以上 310kg 以下 260kg 以上 340kg 以下 200kg 以上 300kg 以下 230kg 以上 300kg 以下 220kg 以上 310kg 以下	250kg 以上 320kg 以下 260kg 以上 330kg 以下 200kg 以上 280kg 以下 200kg 以上 270kg 以下 250kg 以上 330kg 以下	
アンガス種及び ヘレフォード種	180kg 以上 280kg 以下	260kg 以上 310kg 以下	
交雑種・乳	220kg 以上 310kg 以下	260kg 以上 320kg 以下	